

鹿児島大学大学院連合農学研究科における研究科教員の特例に関する申合せ

平成30年2月2日
(代議委員会決定)
平成30年4月1日実施

(趣旨)

第1 この申合せは、鹿児島大学大学院連合農学研究科規則（平成16年鹿大連規則第1号。以下「研究科規則」という。）第4条に規定する「研究科教員」について、その特例を定める。

(目的)

第2 鹿児島大学大学院連合農学研究科（以下「研究科」という。）は、学生への多様な研究内容及び教育指導機会を提供することにより、研究科の一層の充実につなげることを目的として、構成研究科（修士課程）の授業及び研究指導を担当する資格を有する特任教員（以下「特任教員」という。）を研究科教員とすることができる。

(資格)

第3 研究科教員として特例で認めることができる特任教員は、学生への研究指導期間が3年以上（特任教員の雇用更新予定期間を含む。）あると認められる者に限る。

(指導教員資格)

第4 特任教員である者を、研究科教員として学生の研究指導に当たらせる場合、当該特任教員の資格は、研究科規則第5条第2項及び第3項に規定する「副指導教員」（第二副指導教員）とする。

(推薦)

第5 第3に規定する特任教員で、担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があり、第2に規定する目的を達成するために特に必要があると認める場合、当該特任教員は当該研究科の代議委員の承諾を得た上で、当該特任教員の所属する研究科長が研究科教員候補者として推薦することができる。

(審査)

第6 研究科教員の審査は、鹿児島大学大学院連合農学研究科教員資格審査規則（平成16年鹿大連規則第5号）により行う。

(研究指導の期間)

第7 研究科教員として学生の研究指導に当たることができる期間は、特任教員の雇用期間の範囲内とする。

(教授会)

第8 特任教員は、鹿児島大学大学院連合農学研究科教授会規則（平成16年鹿大連規則第2号）第2条第6号の委員からは除く。

(その他)

第9 この申合せに定めるもののほか、研究科教員の特例に関し必要な事項は、別に定める。